

京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例第6条第2項第2号の利用料金を定める規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第180号

京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例第6条第2項第2号の利用料金を定める規則

京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例第6条第2項第2号に規定する別に定める額は、知的障害者福祉法施行令第7条の5第1項に規定する食費等の基準費用額に相当する額とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)